

# Babies and Bosses: Reconciling Work and Family Life

Austria, Ireland and Japan

Volume 2

(仮 訳)



ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT

## 第1章 主要調査結果および政策提言

本章では、仕事と家庭の両立を図るための政策について、オーストリア、アイルランド、日本で調査した結果と、そこから得られた政策提言を論じている。まず、子供を持つ人々が仕事と家庭の間で望み通りのバランスを取りやすい状況を作るために、国ができる改善点についてまとめた。次に、労働市場の主要動向について説明している。女性の全般的な雇用状況に関しては、2002年、3カ国に似たような展開が見られたが、その裏で、基本的な傾向や最年少の子供の年齢による雇用状況の違いの範囲など、大きな違いが隠されていることもわかった。職場の慣習、保育政策、税制および補助金政策などが、それぞれの状況に応じて仕事と家庭のバランスを取ろうと努力している親の行動に影響を及ぼしている。雇用状況に焦点を当てているのは当然だが、調査ではさらに、最近の家族構成のパターンの問題にも触れ、将来の労働力供給に及ぼす影響についても考察している。3カ国全て、「親に選択の幅を与えること」を政策の目的としているが、実際の政策や結果には国ごとに明らかな違いが見られた。

### 1.1 調査報告総括

多くの人々が、子供を育てることと仕事を持つことの両方を、人生における重要な目標と考えている。こうした目標を親が達成するのを援助することは、社会にとって重要な任務である。親による育児は子供の成長に決定的な役割を持つものであり、親の雇用は経済的繁栄を促進するものだからである。従って、親が仕事と家庭の責任を両立させることができるよう援助することは、それ自身で重要な政策目標である。

調査した3ヶ国（オーストリア、アイルランド、日本）では、女性の希望や労働力の動向で変化があり、同時に出生率がかなり低下している傾向も見られた。（これから親になる可能性のある人々も含めて）親から見れば、子供を持つこと（あるいは希望通りの人数の子供を持つこと）と労働市場での望みを満たすことは、同時にはできない場合もある。そのため、現在の労働力供給状況は、その可能性を満たしておらず、人的資源が十分に活用されていないという状態にある。また、子供の数の減少は、将来の社会の形に明らかに影響を及ぼすものである。

経済成長や社会発展という一般論の影には、個人として満たされた人生を送ることができないという人々の話が数多く隠れている。人々は家庭面の計画を修正し、子供を持つのを遅らせたり、希望する人数の子供を持つのをやめたり、あるいは、子供を持たないと決めたりしている。そうでなければ、親（通常母親）が、一時的か永久的にか、労働

市場から脱落することになる。中には、雇用機会がどうであれ、育児に専念することが本人の希望である場合もあるが、多くは、働きたい、あるいは、これまでより長時間でも働きたいと思っけていても、勤務時間、サービスの有無、出産後の仕事復帰の機会の少なさなどの問題で脱落せざるを得ない。もう一方の親（通常父親）は、働いている時間が長くなり、関心を持って子供に接するどころか、子供と顔を合わせる時間さえないことになる。これは、親同士の関係や子供の成長に悪影響を及ぼすのではないかという懸念を生んでいる。

仕事と家庭の両立方法は、税制／補助金政策（第6章）、保育政策（第5章）、雇用および職場に関する政策（第3章）など、広範囲の社会政策に左右される。こうした要因が重なって、労働市場の動向を決定し（第2章）、さらに、家族構成、親子関係、家族崩壊（第4章）（注1）にも影響を及ぼしている。ボックス1.1に、報告内容から生まれた政策提言を国別にまとめてある。さらに、本章の残りの部分で、主要な調査結果を説明することとする。

#### ボックス1.1 政策提言

##### オーストリア

- ・ 特に小さい子供のいる世帯に対し手厚い所得支援を提供し、育児休暇も充実させており、オーストリア型の「親に選択の幅を与える」政策は、育児に専念しようとする親のいる世帯に対し、アイルランドや日本より（そして、他のほとんどのOECD加盟国より）充実した支援を行っている。政策的には、制限時間以上に働きたいとする親に対しても、同様の支援を行うべきである。
  - i) 雇用が確保されている休暇期間中、あるいは、保育施設が簡単に見つけられる年齢に子供が達するまでの間、パートタイム勤務を保障する制度を導入すること
  - ii) 例えば、育児休暇を1年取っただけで仕事に復帰するといったように、早い段階で仕事に復帰した人々には、育児手当の割合を高くする制度を導入すること、同様に、「2番目の親」に対する現行の手当給付期間を短縮して、給付率を上げることで、父親の育児休暇利用を奨励すること
  - iii) 収入を特定の所得レベル内に抑えようとする意識を生んできた収入／所得控除規定を改正し、親にとっての仕事や保育の選択の幅の拡大を奨励すること
  - iv) 育児手当の一部を公的な保育施設利用に結び付けること
- ・ まず第1に、親に対し、育児手当支給期間（2年半から3年）と雇用が確保さ